

山口ゆめ回廊物産フェア開催業務委託仕様書

1 業務名

山口ゆめ回廊物産フェア開催業務

2 業務の目的

山口市産業交流拠点施設において、市内の農林水産物や特産品等の認知度の向上及び事業者の販売促進を図るため、市内の特産品等の販売を行う物産フェアを開催する。

なお、令和3年度は、山口ゆめ回廊博覧会期間中に山口県央連携都市圏域内（以下「圏域内」という。）の市町と連携して開催することにより、圏域内の魅力ある特産品等を広く情報発信し、特産品等の認知度向上と販売促進に繋げていく。

3 業務期間

契約締結日から令和3年12月31日まで

4 開催概要

(1) 日時：令和3年9月26日（日）10時00分～16時00分（時間は予定）

(2) 会場：山口市産業交流拠点施設（KDDI 維新ホールほか）

※「KDDI 維新ホール（約1,000㎡）」をメイン会場とし、施設内のスペース等を活用した提案も可とする。

例) 出会いの広場（約400㎡）

地域交流広場（約430㎡）

屋上広場2か所（約440㎡）

(3) 実施内容

①圏域内の事業者による特産品等の販売

・出店事業者は40社～50社程度を想定。（出店料は無料）

※キッチンカーでの出店も想定すること。

②圏域内の特産品等の魅力を発信するための体験コーナー等の設置

③山口ゆめ回廊博覧会等のPRブースの設置

④来場者が楽しめるイベント等の実施

5 業務委託の内容

(1) 企画・運営に係る業務

- ・圏域内の特産品等の魅力を伝えるとともに、集客や情報発信の観点から効果的な企画を提案し実行すること。また、本イベントの目的を踏まえつつ、集客効果が見込める愛称を提案すること。
- ・圏域内の各市町の地域特性を活かしつつ、一体的なイベントとなるようレイアウトやゾーニングを行うこと。
- ・物産フェアの実施スケジュールを作成し、各業務の進捗管理を行うこと。
- ・来賓等が参加するオープニングセレモニーを企画し実行すること。
- ・販売ブースにおいて、キャッシュレス対応を検討すること。
- ・会場内においてスタンプラリーを実施するなど、特産品等の販売促進や来場者が会場内を楽しく見て回れる仕組みを企画すること。

- ・来場者に対してアンケートを実施し、集計して提出すること。アンケート回答者への特典を設けるなど、多くの来場者から回答が得られる取組を実施すること。
- ・本イベントに関わる責任者及び担当者は、イベントの趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。
- ・十分な人員を配置し、来場者、出店者、出演者等の安全確保及び会場内の環境美化に努めること。
- ・イベント運営の各工程において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に講じること。(マスクの着用、検温、手指消毒、入場制限等)
- ・屋外においてイベント等を実施する場合は、熱中症対策を講じること。
- ・実施内容の詳細については、提案を基本にしつつ、市の意向を踏まえ協議調整を行ったうえで決定するものとする。

(2) 会場設営に係る業務

- ・会場設営は、9月24日(金)、9月25日(土)の2日間とし、撤去は、9月26日(日)の物産フェア終了後から22時00分までに完了すること。
- ・販売ブースは、50ブース程度設置すること。
- ・販売ブースの大きさは、間口3m、奥行き2.5m、高さ2.5m程度とすること。また、側面及び背面の3方向をシステムパネルで囲むこと。
- ・各販売ブースに、出店者用の椅子(2脚程度)と長テーブル(2台程度)を用意すること。
- ・販売ブースにおいて電源を必要とする場合は、電源を確保すること。
- ・運営用及び出店者用の通信手段として、会場内に5GHzの周波数帯にも対応した移動式Wi-Fiルーターを準備すること。(台数は出店者数等を考慮して算定すること。)
- ・会場内に分別するゴミ箱を設置すること。
- ・圏域内の特産品等の魅力を発信するための体験コーナー等のブースを設置すること。なお、提案のほか、地域おこし協力隊の活動を紹介するコーナー及びe-スポーツを体験するコーナーを設置すること。
- ・山口ゆめ回廊博覧会等のPRブースを設置すること。
- ・会場周辺及び会場内において、効果的な案内、誘導、アナウンスを行うこと。(会場装飾、会場図、誘導看板等)
- ・イベント等を開催する上でテントやステージ等が必要な場合は設置すること。なお、設置に当たっては、十分な安全対策を講じること。
- ・台風等の悪天候が想定される場合は、市と協議の上、屋外の設置物等(テント、看板等)を撤去すること。
- ・会場の使用方法等については、施設の管理を行う指定管理者と十分協議して行うこと。
- ・会場の有効面積や来場者滞留数、導線を考慮し、安全かつ効果的な配置とすること。また、販売ブース前に待機列を設置する場合は十分なスペースを確保し配置すること。
- ・消防や食品衛生などに必要な検査や手続きに関して適切に対応すること。

(3) 広報に係る業務

- ・ポスター、チラシ、SNS、メディアなどの各種広報媒体を用いて、来場者向けの効果的な広報を提案し実施すること。
- ・会場の管理を行う指定管理者や山口ゆめ回廊博覧会事務局等と連携した情報発信を行うこと。

(4) 出店者等との調整

- ・出店者の募集は、市が行う。なお、出店者決定後の連絡調整や出店内容の調整、保健所等への必要な手続きなど、円滑にイベントが開催できるよう受託者において調整すること。(40社～50社程度を想定)
- ・イベントの出演者等との調整を行うこと。
- ・出店者等に対して、新型コロナウイルス感染防止対策の周知を行い、販売ブース等に従事するスタッフの健康状況を把握すること。
- ・出店者に対してアンケートを実施し、集計して提出すること。

(5) その他

- ・出店者及び来場者、スタッフが事故を被った場合に備え、イベント保険に加入するなど対応すること。
- ・納入した成果品に係る著作権のほか一切の権利は市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- ・本業務を実施する上で必要な物品の購入や、印刷、運搬等の業務について、最大限山口市内の事業者へ発注し、地元企業の活用に努めること。
- ・本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に市に書面で申請し、承認を得ることとし、可能な限り山口市内業者を活用すること。
- ・業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては山口市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- ・本業務の委託料について、受託者から適法な支払請求書により請求され受理したときは、その日から30日以内に概算払いにより支払うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

6 委託経費及び経理に関する留意事項

- ・対象経費は、企画運營業務にかかる人件費、消耗品購入費、機械・機器レンタル・リース料、広報費、会場使用料、空調使用料、印刷製本費、一般管理費のほか、事業の実施に必要と認められる経費とする。

なお、会場使用料は、KDDI 維新ホールをはじめ、提案内容で使用する施設の使用料を、別紙「利用料金表」をもとに見積ること。

(参考) 会場設営 : 9月24日(金)、9月25日(土)

物産フェア : 9月26日(日) 10時00分から16時00分(予定)

会場撤去 : 9月26日(日)の物産フェア終了後から22時00分

- ・対象経費は、他の経費と明確に区分して整理すること。
- ・要した経費は、領収書、金融機関口座の通帳等で確認できるようにすること。また、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくこと。
- ・業務完了時に要した経費を精算することとする。

7 納入する成果品等

提出方法は、紙及び電子データ（CD-ROM 等）とする。

- ・収支報告書
- ・実施概要（業務スケジュール、運営体制、会場設営計画等）
- ・製作物データ及び一覧表
- ・来場者アンケート結果
- ・出店者アンケート結果
- ・写真記録（会場内風景、各出店者ブース、オープニングセレモニー等）
- ・その他、市が必要と認める項目